

農用地区域からの除外の申し出の 受付期間を変更します

例年、農業振興地域の農用地区域からの除外の申し出は、5月と11月の年2回受け付けていましたが、平成25年度からの農業振興整備計画全体の見直しに伴い、受付期間を7月の年1回に変更します。

11月の受け付けはありませんので、ご注意ください。

農用地区域内の農地に自己用住宅・農業用施設等の建築、市内にある事業所が資材置場、駐車場等を新設または拡張する場合は、農用地区域からの除外の申し出を行う必要があります。

除外の申し出は、ほかの農用地に悪

影響を及ぼさないような土地を選定の上、行ってください。また、申し出をされた土地の位置・形状および面積等の変更はできませんので、十分検討の上、申し出をしてください。

受け付けは市役所本庁舎で行います。各総合支所窓口では受け付けできませんのでご注意ください。

受付期間 7月1日(月)～12日(金) 8時30分～12時/13時～17時(土・日曜日を除く)

受付場所・問合せ 農業振興課農業振興係(内線2862)

重度心身障害者医療費を 受給している方へ

重度心身障害者医療費は、平成25年4月診療分から、市内の訪問看護ステーションで受診した場合も、医療費の支払いが不要になります(医療保険適用外のものを除く)。

受診のときに、健康保険証のほか「重度心身障害者医療費受給者証」を提示してください。国保・社保加入の受給者は、保険診療分が1医療機関につき月額2万1000円未満のとき、後期高齢者医療加入の受給者は、全額、医療費の支払いが不要になります。

国保・社保加入の受給者で月の途中で保険診療の一部負担金が2万1000

0円以上になった場合は、訪問看護ステーションに医療費を支払い、発行されるレシートおよび「重度心身障害者医療費請求書」を障がい者福祉課または各総合支所福祉課に提出してください。

提出先・問合せ 障がい者福祉課障がい者福祉係(内線3248) / 各総合支所福祉課(菖蒲・内線915 / 栗橋・内線248 / 鷺宮・内線165)



高等技能訓練促進費等事業の 入学者の取り扱いが変わります

高等技能訓練促進費等事業とは、看護師や介護福祉士などの資格を取得するために、2年以上養成機関等で修業する母子家庭または父子家庭の方を助成する事業です。

4月1日から入学者の取り扱いが次のとおり変更になります。

①支給対象の拡大

支給対象を母子家庭の母だけでなく

人権それは愛

えせ同和行為を排除しましょう

「同和問題」とは

日本の歴史の中で生み出された差別がいまだに残り、「同和地区に住んでいる」「同和地区に生まれた」という理由で、結婚、就職などの面で差別を受け、憲法が保障する基本的人権が侵害されるといふ、日本固有の重大な人権問題です。

「えせ同和行為」とは

個人、企業、行政機関などに対して、同和問題の解決に努力しているように装い「高額な図書購入強要」や「寄附金・賛助金の強請」などの不法、不当な行為や要求をすることをいいます。

えせ同和行為の横行は、その不当な行為により、企業のみならず、国民の間に、同和問題に対する誤った意識を

く、父子家庭の父にも拡大します。

②支給期間の変更

支給期間が、最長3年から2年になります。

申請先・問合せ 子育て支援課医療手当係(内線3286) / 各総合支所福祉課(菖蒲・内線146 / 栗橋・内線238 / 鷺宮・内線167)

植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっています。

これは、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた教育と啓発活動の効果を一挙に覆す許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為者が、激しい言葉で要求してきても、断固拒否し、終始毅然とした態度で対応し、決して妥協しないことが大切です。

久喜市を含む埼玉県12市町では、人権問題の解決に向け連携して人権教育・啓発活動を実施しています。その一環として、毎年4月を「埼玉県同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなっている「えせ同和行為の排除」を呼び掛けています。

問合せ 人権推進課人権推進係(内線2321) / 各総合支所総務管理課(菖蒲・内線215 / 栗橋・内線322 / 鷺宮・内線319)